

○神奈川大学受託研究規程施行細則

平成25年2月7日

細則第106号

改正 平成27年3月26日規程第1051号

平成30年2月1日規程第1132号

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川大学受託研究規程（以下「規程」という。）第18条の規定に基づき、施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(契約期間及び受入手続)

第2条 受託契約の期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの期間とし、3か月以上1年以内とする。ただし、官公庁等からの受託研究において、契約期間を学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）で決定できないときは、この限りでない。

2 受託研究の受入手続は、原則として受託研究開始年度の前年12月までに契約締結を完了するものとする。

(受託研究費)

第3条 委託者が負担する受託研究費は、次に掲げる経費の額の合算額とする。

(1) 旅費、備品費、消耗品費、謝金等の当該研究遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）の額

(2) 当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の額

2 間接経費については、受託研究費総額の10パーセント（1,000円未満切上げ）の額とする。ただし、官公庁等からの受託研究において、当該委託者が間接経費等の率を定めるときは、これに基づき算出された額とする。

(受託研究費の執行)

第4条 受託研究の契約締結完了の通知を受けた研究担当者は、受託研究費支出計画書を作成し、当該所属長（学部長等）の決裁を得て、産官学連携推進課又は平塚研究支援課を経て財務課に提出するものとする。

2 受託研究費は、本法人経理規程、本法人調達規程等の定めるところにより、予算執行及び支払手続を行う。

3 出張に関しては、特に定めのないとき、学校法人神奈川大学旅費規程を準用する。

4 謝金に関しては、特に定めのないとき、本法人謝金等の支給に関するガイドラインを準

用する。また、謝金に関する源泉徴収は、本法人が行う。

- 5 受託研究を遂行するにあたって、補助者等を雇用するときの給与等の経費については、別に定める本法人外部資金による研究等有期雇用者に関する規程による。

(受託研究費の支出制限)

第5条 受託研究費は、次に掲げる経費には支出してはならない。

(1) 研究担当者への謝金

(2) 研究担当者以外の者で、本法人と雇用関係（非常勤講師及び業務委託者は除く。）

にある者への謝金。ただし、当該研究等の遂行上、理事長が必要と認めたときはこの限りでない。

(3) 受託研究に関わりのない事項への経費

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この細則は、平成25年2月7日から施行する。

2 神奈川大学受託研究規程取扱細則（昭和61年6月9日細則第32号）は、廃止する。

附 則（平成27年3月26日規程第1051号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月1日規程第1132号）

この施行細則は、平成30年4月1日から施行する。